

十六 異論考

清 水 海 隆

『瑜伽師地論』は本地分中有尋有伺等三地のうちの不
如理作意施設建立段において、十六異論(*śoḍaśa parav-
āḍā*)を説示する(1)。これは十六種の外道等の説を紹
介・批判するものであり、本論成立以前の諸思想や本論
の成立時期を確認する上で、何らかの手掛りを提出する
であろう事が予想される。これら十六異論各説の概略お
よびそれと既知の学派・思想家との対照については、そ
の簡略なるものを先に示してある(2)ので、ここでは十
六異論中第一の「因中有果論」(*hetuḥphalasad-vāda*)
について若干考察することとする。

まず本論に説示される「因中有果論」の定義は「常常
時恒恒時於諸因中一具有果性」であり、常に恒久に因
中に実在果が存在するというもので、雨衆外道すなわち
サーンキヤ学派の *Varsaganya* の説であるとされてい
る。(3) *Varsaganya* は世親と同年代とされる *Vindh-
yavāsa* の師であり、『俱舍論』にもその名が見い出さ

れ、当時の仏教徒からはサーンキヤ学派の代表的学者と
見なされていたようであり、又その生存時期は三世紀頃
と思われる。

さて、本論は更に「因中有果論」の成立根拠として以
下の四点を挙げている。

(1) 若從_レ彼性_レ此性得_レ生一切世間共知共立彼為_レ此因_レ非_レ
余……由_レ施設_レ一故。

(2) 又求_レ果者唯取_レ此因_レ非_レ余……求取故。

(3) 又即於_レ彼加_レ功營_レ搆諸所求事_レ非_レ余……所作決定故。

(4) 又若彼果即從_レ彼生不_レ從_レ余生……生故。

すなわち、(1) AからBが生じる時にAはBの因である
と一般に施設されるからであり、(2) 果を求める者が因を
取るからであり、(3) 求める所の事をなすことに用いられ
るからであり、(4) あるものからその果が生じるからであ
るとされ、更に(1)施設の故であり、(2)質料因を取るが故
であり、(3)仕事が決まっているが故であり、(4)生起の故
であると説示されている。

以上が本論に示されている、*Varsaganya* に帰される
「因中有果論」の説示の概要である。

次に *Varsaganya* が属するとされるサーンキヤ学派
の諸論書において、先の説示に類するものの存在を考え

てみると、それは同学派の主要典籍である *Iṣvara-kṛṣṇa* の “*Sāṃkhya-Kārika*” の第九頌に見い出されるのである。すなわち第九頌には以下のように五根拠が示されている。

(A) 無不_レ可_レ作故 (無から作られないから)

(B) 必須_レ取_レ因故 (果は質料因を取るから)

(C) 一切不_レ生故 (一切の果が同時に発生する事はないから)

(D) 能作_三所作_一故 (能力あるものが能力によって生じるべきものを作るから)

(E) 随_レ因有_レ果故 (果は因と等しい状態であるから) 以上の故に因中有果であると説示される。

この(A)と(E)を先の本論説示の「因中有果論」の(1)と(4)と対照させて見ると、(2) 求取故、(B) 必須取因故、(3) 所作決定故、(D) 能作所作故、(4) 生故、(C) 一切不生故であり、(1) 由施設故と(E) 随因有果故との間には関連性があると考えられ、又(A) 無不可作故は因中有果論の大前提であると考えられている。このことから、本論説示の「因中有果論」と“*Sāṃkhya-Kārika*” 第九頌のそれとが同一の根拠を有するものであることが確認されるのである。更にサーンキヤ学派においては、因中有果論は *Vātsāgāyana*

の所説が *Iṣvara-kṛṣṇa* によって第九頌にまとめられたことが、本論所説より確認されるのであり、他方本論においては、*Vātsāgāyana* と *Iṣvara-kṛṣṇa* の活動年代からして、その成立時期を三〜四世紀半頃におく説が確認されるのである。

このように、右で検討した例も示す如く、十六異論の説示は本論の成立論のみならず、そこに所引の諸思想を検討する資料等としても重要な役割をなすものである事が理解されるのである。

〔註〕

(1) 『大正』三〇・三〇三C以下

(2) 『印仏研』三巻所収

室町時代における地方寺院 の形成・発展について

糸 久 宝 賢

室町時代における京都日蓮教団各門流を構成する要素を検討することの一環として、各地に創建されていた